

平成 17 年 8 月 2 日  
内 閣 府  
犯罪被害者等施策推進室

## 平成 17 年 7 月 29 日付け警察庁の質問に対する内閣府回答

### 回答

「配偶者等」の「等」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者などが含まれると考えている。

(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)」の定義においては、「配偶者」の中に含まれることとなるが、本骨子案においては分かりやすさの観点から上記のように整理している。なお、更に恋人等も含まれるか否かは、それぞれの施策・取組に応じて適切に判断されるべきものと思料する。)

以 上

平成 17 年 8 月 2 日  
内閣府  
犯罪被害者等施策推進室

## 平成 17 年 7 月 29 日付け岡村構成員の質問に対する内閣府回答

### 回答

検証を受けた施策・事業を指す。なお、基本計画に盛り込まれる全ての施策・事業が検証の対象となり得る。（「施策」と「施策・事業」との 2 つの表現が出てくることに伴うご質問であれば、いずれかに統一することとしたい。）

また、施策の実施状況の検証は、基本法第 24 条第 2 項第 2 号に掲げられた、推進会議の所掌事務である。

以上